

消費税免税制度変更のお知らせ(令和5年3月20日現在)

2023年4月1日から消費税免税制度が変更となります。

(1) 日本国籍を有する方

<https://www.vladivostok.ru.emb-japan.go.jp/files/100438245.pdf>

(2) 外国籍を有する方

<https://www.vladivostok.ru.emb-japan.go.jp/files/100438253.pdf>

○詳細は以下の観光庁ウェブサイトをご確認ください。

<https://www.mlit.go.jp/kankocho/tax-free/reiwa4kaisei.html>

○その他ご不明な点は以下のお問い合わせ先へご連絡ください：観光庁 観光戦略課 消費税免税制度担当 メールアドレス:hqt-taxfree@ki.mlit.go.jp